

関係会社の同一入札への参加制限について Q&A

☆資本関係

Q1 資本関係がある会社同士の同一入札への参加制限を行う理由は何か。

A1 親子会社は、支配・従属関係に基づき一体性があり、事実上一社と同等にみなすことができ、また、子会社同士にあっても、親会社の意思を互いに共有することで、一社と同等にみなすことができます。このような会社同士が同一入札へ参加することは、入札の公平性を阻害する恐れがあることから、制限を加えるものです。

Q2 親会社と子会社の子会社（いわゆる孫会社）との同一入札への参加は制限されるか。

A2 制限されます。会社法第2条第3号にいう「子会社」には、子会社が経営を支配している会社、いわゆる孫会社も含まれます。

Q3 更正会社や再生手続きが存続中の会社を適用除外とする理由は何か。

A3 更正会社や再生手続きが存続中の会社は、財産の処分等一定の行為について、裁判所の許可が必要とされていることから、他の会社から経営を支配されているとはいえないためです。

☆人的関係

Q1 「人的関係」がある会社同士の同一入札への参加制限を行う理由は何か。

A1 同一人物が、二社の経営権等に関与していることから、二社が入札しようとする価格を決定し、又は、影響を行使しうる立場にあるためです。

Q2 制限の対象となる取締役とは、どのような役職をいうのか。

A2 社外取締役を除く取締役、代表取締役をいいます。社外取締役は、社内における業務執行活動には従事しないため、制限の対象となりません。なお、委員会設置会社（会社法第2条第1項第12号）の取締役についても、会社の業務を執行することができないので、制限の対象とはなりません。

Q3 委員会設置会社の執行役は、制限の対象となるか。

A3 制限の対象となります。委員会設置会社の執行役は、取締役会の決議により委任を受けた事項に限って決議権を有し、会社の業務を執行することができるため、取締役に準じて制限の対象となります。

Q4 取締役が他社の執行役員を兼任している場合は、制限の対象となるか。

A4 制限の対象となりません。執行役員は、法律制度上の位置づけではなく、取締役ではないためです。

Q5 人的関係について、更正会社を適用除外とする理由は何か。

A5 更正会社の取締役は、経営権を有していないためです。

☆共同企業体関係

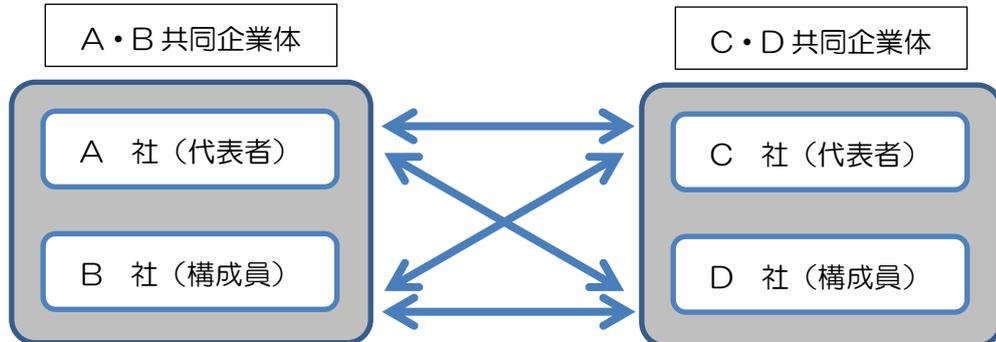
Q1 A社とB社が親子会社の関係にあり、A社が共同企業体の代表者で、B社が別の共同企業体の構成員の場合は、同一入札への参加は制限されるのか。

A2 共同企業体の代表者は、実質的な入札価格の決定権を持つことから、資本関係又は人的関係のある会社同士が、互いに別の共同企業体の代表者である場合や、一方がある共同企業体の代表者で他方が別の共同企業体の代表者以外の構成員である場合は、どちらかの共同企業体は、同一入札に参加できません。

また、互いに別の共同企業体の代表者以外の構成員同士であっても、互いの入札価格を知りえるなど、入札価格の決定等に影響を与えるおそれがあることから、どちらかの共同企業体は同一入札に参加できません。

<凡例>

以下のA・B・C・D間のいずれかに資本関係又は人的関係がある場合は、両方の共同企業体は同一入札に参加できません。



☆その他

Q1 関係会社等に該当する二者が同一の入札に参加してしまった場合、どうなるか。

A1 入札に関する条件に違反したとして競争入札心得第6条第7号に基づき、無効として取扱います。

ただし、落札決定予定日までに、基準に該当する事実が判明し、基準に該当する者の一者を除く全ての者から、入札前にあっては入札辞退届、入札後にあっては申請取下届の提出があった場合には、残る一者の入札は無効となりません。

Q2 いつから適用されるのか。

A2 平成26年6月1日以降に入札公告を行う案件から適用します。